

# 兵庫県公報

平成20年11月11日 火曜日 第 2030 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
換地処分に伴う洲本市の区域内における字の区域変更(市町振興課).....	1
救急病院の認定(医務課).....	4
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	4
保安林の指定(豊かな森づくり課).....	4
同 上(同).....	5
同 上(同).....	5
同 上(同).....	5
保安林の指定予定(同).....	6
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	6
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	8
道路の区域の変更、供用開始等(同).....	8
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知(都市政策課).....	9
道路の指定(建築指導課).....	9
道路の位置指定(同).....	9
公 告	
軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告(税務課).....	9
県有地の一般競争入札による売払い(管財課).....	10
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	12
大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要(同).....	12
県有地の一般競争入札による売払い(公営住宅課).....	14
企業庁公告	
県有地の一般競争入札による売払い.....	16

## 告 示

### 兵庫県告示第1111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前				変 更 後	
大 字	字	地 番		大 字	字
下内膳	五反田	291 292の一部	294 295の一部	下内膳	由良木山
		303 304の1の一部	304の2の一部		
		305の一部	310 311の一部		
		312 313の一部	319の一部		
		320の一部	322から327までの各一部		
	毛次	275の1	277の1		
		277の3	284 285 286の一部		
		287の一部			

油 田	299の一部		
池ノ内	1146 1147 1186		
立 石	1148 1149の一部 1150から1152まで 1152の1 1153 1154の1の一部 1156の1 1156の2 1157の3		
北 原	1213 1215 1215の1 1217 1219 1221 1222の1 1223 1224 1225の1から1225の3まで 1226 1227 1228の1 1228の2 1229から1232まで		
天 王	1218		
毛 次	286の一部 287の一部	下内膳	五反田
由良木山	293の一部		
油 田	299の一部 301 302 1135 1136の一部 1137の一部		
墓ノ石	307 308		
美屋敷	1107の一部 乙1107 1108 1109の1の一部		
不路免	1115 1116 1117の1の一部 1124の1の一部 1124の2 の一部		
墓ノ谷	1125の一部 1125の1の一部 1130の一部 1131の一部 1132 1133 乙1133 1134		
五反田	333から335までの各一部 341の一部 342の一部 344の 一部	下内膳	尾 上
不 動 堂	350から356まで 乙357 357の1 357の2		
森ノ奥	987の一部 988の一部 989の1 989の2 1052 1053の 1 1053の2 1054から1057まで 1058の一部 1059 1060の一部 1061の一部 1062の1の一部 1062の2の一 部 1063の1の一部 1063の2の一部 1064の一部 1067 の一部 1068 1068の1 1069 1069の1		
向ノ内	1070 1071から1073までの各一部 1081の1の一部 1081の2 1082から1085まで 乙1085 1086 1086の1 1087の1		
美屋敷	1100から1103まで 1103の1 1104 1106 1107の一部 1109の1の一部 1109の2 1110の1 1110の2 1111 1112		
古カイチ	1089 1091から1099まで		
不路免	1113 1114 1117の1の一部 1117の2 1118から1123ま で 1124の1の一部 1124の2の一部		
墓ノ谷	1125の一部 1125の1の一部 1126から1129まで 1130の 一部 1131の一部		
油 田	1136の一部 1137の一部		
岡	394の1 394の2 402 403	下内膳	中ノ内

居屋敷	412 920				
白水	551 552	下内膳	野神		
彦四郎	554				
経免	567から570まで 570の2 571から573まで 乙574 575 576 577の1 593 594の1 595から602まで 602の1 603 604 乙605 605の1 605の2 606 606の1 607の1				
西ノ内	474 772	下内膳	西ノ岡		
古茂池ノ上	745 747から749まで				
カラシキ	778の1 778の4 779の1				
居屋敷	899				
上ノカイチ	941 966 966の1 967 968の2	下内膳	森ノ奥		
向ノ内	1071から1073までの各一部 1074 1075 1077から1080まで 1081の1の一部				
森ノ奥	1009 1010 1010の3 1024の1 1024の2 1025の1から 1025の3まで 1026 乙1026	下内膳	中津原		
立石	1011の1 1011の4から1011の6まで 1012の1 1013 1014の3から1014の5まで 1149の一部 1154の1の一部				
赤坂	1023の1				
瀧谷	1454の一部 1455の一部 乙1457				
居屋敷	1484の1				
五郎	1513の1 1514から1517まで 1519				
榎坂	1524 1525 1528 1529				
名切	1539 1539の2 1541 乙1541 1542から1544まで 乙 1544 1545 1546 乙1546 1547 1548				
椎木谷	1552 1553 1555から1557まで 1559から1562まで				
椎木原	1558 1558の1				
中津原	1473の1 1473の2 1474の1 1474の2 1475 1476			下内膳	瀧谷

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字下内膳字岡394の1の地先の道路である公有地の全部は、大字下内膳字中ノ内に編入する。

また、大字下内膳字立石1014の3の地先の道路である公有地の全部、大字下内膳字名切1542、1543の地先の道路である公有地の全部、大字下内膳字椎木谷1552の地先の道路である公有地の全部は、大字下内膳字中津原に編入する。

また、大字下内膳字古茂池ノ上745、大字下内膳字カラシキ778の1の地先の道路である公有地の全部は、大字下内膳字西ノ岡に編入する。

備考 地番は、平成20年2月12日現在の地番である。

~~~~~

兵庫県告示第1112号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人社団緑風会 龍野中央病院
- 所 在 地 たつの市龍野町島田667番地
- 認 定 年 月 日 平成20年10月7日
- 認定の有効期限 平成23年10月6日
- 2 名 称 I H I 播磨病院
- 所 在 地 相生市旭3丁目5番15号
- 認 定 年 月 日 平成20年10月1日
- 認定の有効期限 平成23年9月30日



兵庫県告示第1113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市大沢土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 安 座 三 郎 | 神戸市北区大沢町簾327番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 乗 池 邦 晴 | 神戸市北区大沢町簾80番地 |



兵庫県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

洲本市上内膳字岡1424の1、字片山1795、字梨子ノ木谷1795、1798から1802まで、1819から1821まで、1823の1、1823の2、字露原1801の1から1801の3まで、字のふらく1866の1、字志んとふ谷1867から1870まで、1924から1929まで、字姥ヶ懐1930の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡1424の1・字梨子ノ木谷1795・1799から1802まで・1819から1821まで・1823の1・1823の2・字露原1801の2・1801の3・字のふらく1866の1・字志んとふ谷1867から1869まで・1924・1925・1929・字姥ヶ懐1930の1（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1115号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
南あわじ市阿那賀西路字西路山64の1、64の2、67
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1116号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市里字原田409、411の1から411の3まで、412、字堅城410
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1117号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市生穂字東2920、2921の1、2926
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1118号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

淡路市郡家字丸山ノ下756の1、771、771の1、772、774、775、字下勝合谷1245の1、字湊谷1252の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1119号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

和光純薬工業株式会社播磨工場

赤穂市折方1543番地

工場長 田村 篤志

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

和光純薬工業株式会社播磨工場

赤穂市折方1543番地

(3) 特定施設に関する事項

| 種 類                                               | 46号口 ろ過施設 (No. 1)                       |        | 46号口 ろ過施設 (No. 2)                      |         | 46号二 廃ガス洗浄施設         |         |         |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------|----------------------------------------|---------|----------------------|---------|---------|
|                                                   | 通 常                                     | 最 大    | 通 常                                    | 最 大     | 通 常                  | 最 大     |         |
| 能 力                                               | ろ過面積 2.3m <sup>2</sup><br>ろ過速度 50 L / 分 |        | ろ過面積 0.5m <sup>2</sup><br>ろ過速度 4 L / 分 |         | 20m <sup>3</sup> / 分 |         |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                 | 許可後                                     |        | 同 左                                    |         | 同 左                  |         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                 | 着手後80日                                  |        | 同 左                                    |         | 同 左                  |         |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                 | 完成後                                     |        | 同 左                                    |         | 同 左                  |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                               | 8 時～翌 1 時 8 時間                          |        | 8 時～翌 1 時 2 時間                         |         | 8 時～翌 1 時 17 時間      |         |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                     | な し                                     |        | 同 左                                    |         | 同 左                  |         |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値          | 区 分                                     | 通 常    | 最 大                                    | 通 常     | 最 大                  | 通 常     | 最 大     |
|                                                   | 水素イオン濃度 (水素指数)                          | 5 ~ 8  | 5 ~ 8                                  | 6 ~ 7   | 6 ~ 7                | 11 ~ 12 | 11 ~ 12 |
|                                                   | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)                  | -      | -                                      | -       | -                    | -       | -       |
|                                                   | 化学的酸素要求量 (単位 mg / L)                    | 10,000 | 10,000以上                               | 10,000  | 10,000以上             | 1,000   | 1,000以上 |
|                                                   | 浮遊物質 (単位 mg / L)                        | -      | -                                      | -       | -                    | 50      | 50      |
|                                                   | 窒素含有量 (単位 mg / L)                       | 2,800  | 3,000                                  | 121,600 | 121,600              | -       | -       |
| りん含有量 (単位 mg / L)                                 | -                                       | -      | -                                      | -       | -                    | -       |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> / 日) | 3                                       | 3      | 0.5                                    | 0.5     | 0                    | 4.5     |         |

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年11月11日から同年12月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第1120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月11日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                      |    |                 |               |    |
|--------------|--------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>岩野辺山崎線 | 宍粟市千種町岩野辺字内海143番から<br>同 市千種町岩野辺字内海143番まで   | 旧  | 9.0から<br>21.0まで | 13.0          |    |
|              | 宍粟市千種町岩野辺字平岩372番24から<br>同 市千種町岩野辺字内海143番まで | 新  | 4.0から<br>22.0まで | 1,456.0       |    |
| 県道<br>大沢岩野辺線 | 宍粟市千種町岩野辺字内海141番1から<br>同 市千種町岩野辺字内海143番まで  | 旧  | 9.0から<br>21.0まで | 13.0          |    |
|              | 宍粟市千種町岩野辺字内海141番1から<br>同 市千種町岩野辺字平岩368番1まで | 新  | 4.0から<br>22.0まで | 1,456.0       |    |

兵庫県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年11月11日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                      |    |                                     |                    |           |
|---------------|--------------------------------------------|----|-------------------------------------|--------------------|-----------|
|               | 区 間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                     | 延 長<br>(メートル)      | 備考        |
| 国道<br>4 2 9 号 | 宍粟市千種町岩野辺字平岩369番3から<br>同 市波賀町齊木字前地2729番1まで | 旧  | 4.0から<br>96.0まで<br>13.0から<br>96.0まで | 5,233.0<br>2,345.0 | 一部<br>予定地 |
|               | 宍粟市千種町岩野辺字平岩369番3から<br>同 市波賀町齊木字前地2729番1まで | 新  | 13.0から<br>68.0まで                    | 2,345.0            |           |



兵庫県告示第1122号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 株式会社日本ライフサービス

代表者氏名 田 中 潔

事務所所在地 宝塚市伊子志4-2-68

免許番号 兵庫県知事(4)第202815号

免許年月日 平成19年2月3日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第1123号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、その関係図書は、平成20年11月11日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置                                                                                                                                                       | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H20西播予定<br>0004号 | 20.10.24         | 赤穂郡上郡町大持字蔵免185番1の一部、185番4の一部、187番1の一部、188番の一部、189番の一部、190番1の一部、190番5の一部、191番26の一部、192番1の一部<br>同 郡同 町大持字宮ノ後412番1の一部、412-2の一部、418-2の一部、419-1の一部、419-2の一部、419-3の一部 | 6.00          | 140.00        |

兵庫県告示第1124号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成20年11月11日から東播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置            | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 第H20東播位置<br>0001号 | 20.10.27         | 加古郡播磨町南大中3丁目635番1の一部 | 5.00          | 28.65         |

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種              | 記号・番号 | 有効期限         | 免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び名称    | 交付県民局  | 紛失年月日        |
|-----------------|-------|--------------|-----------------------------|--------|--------------|
| 漁船<br>以外の<br>船舶 | A6231 | 平成21年 8 月31日 | 姫路市飾磨区妻鹿1693<br>しらすぎ建設 株式会社 | 中播磨県民局 | 平成20年 9 月18日 |

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地  
売払い物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地                | 面積（㎡）  | 地 目 |
|----------|----------------------|--------|-----|
| 1        | 加古川市加古川町粟津字北村内370番 3 | 168.10 | 宅 地 |
| 2        | 姫路市伊伝居字馬場崎11番 4      | 259.08 | 宅 地 |
| 3        | 豊岡市山王町11番 2          | 148.13 | 宅 地 |
| 4        | 豊岡市山王町34番 3          | 375.39 | 宅 地 |
| 5        | 洲本市千草字姫ヶ渚甲 1 番 5     | 254.33 | 宅 地 |
| 6        | 淡路市志筑字脇456番 1        | 789.07 | 宅 地 |
| 7        | 淡路市北山字大歳224番 1 ほか    | 500.60 | 宅 地 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該

当する者

(9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

4 入札参加申込用紙の配付場所及び配付期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配付場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

(2) 配付期間及び申込期間

平成20年11月11日(火)から同年12月5日(金)までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号1及び2

ア 場所

姫路市北条1丁目98番地

姫路総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成20年12月18日(木) 午後1時30分から

(2) 物件番号3及び4

ア 場所

豊岡市幸町7番11号

豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成20年12月16日(火) 午後1時から

(3) 物件番号5、6及び7

ア 場所

洲本市塩屋2丁目4番5号

洲本総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成20年12月19日(金) 午前11時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること(物件番号3、4及び7を除く。)

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341 - 7711 内線 2550・2551

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市元沖町152番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市城西町21番地  
ランド・ワークス 釣 昭彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成20年9月22日  
兵庫県指令西播(建)第1-7号(20赤穂)

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)ヤマダ電機テックランド姫路西店  
所在地 姫路市西延末字五反田123番地1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要  
オープン時のガードマン配置やプラカードの設置について所轄警察署と協議後、配置計画について報告すること。また、広告内容についても、事前に報告すること。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見書提出者名                 | 意見の概要                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手柄地区連合自治会<br>会長<br>八木保英 | 1 西延末町内の生活道路の現状<br>町内の道路は未整備であるにもかかわらず幹線道路間の抜け道として利用されており、このたびの出店により市内東部方面からの来店ルートの一部として利用され得る状況にある。しかし事業者が示した対策は「ロードサイド誘導看板を計画」、「オープン時のみ交通指導員の広域配置を計画」など、抽象的で実効性に乏しいものである。 |
| 荒川地区連合自治会<br>会長<br>筑木康允 | 2 店舗南側市道の拡幅と岡田陸橋北詰交差点付近の交通混雑について<br>店舗南側市道を拡幅することとしているが、周辺の道路整備が進まない現状で拡幅し、そこに出口を設けることには、以下のようなデメリットがある。                                                                    |
| 西延末自治会<br>会長<br>廣岡茂樹    | (1) 岡田陸橋北詰交差点から同市道に進入する車両が増え、未整備の部分で正面衝突する可能性が高く、また出店車両と接触事故を起こす恐れもある。<br>(2) 出店車両の多くは、同交差点を西へ直進してから県道田寺今在家線を北上すると推定されるため、姫路循環器病センターへ急ぐ救急車の主要ルート                            |

|                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>山陽中学校 P T A<br/>会長<br/>本 庄 晶 彦</p> <p>手柄小学校 P T A<br/>会長<br/>早 瀬 竜太郎</p> | <p>である同県道の通行量が急増し、病人の搬送時間の増大等が危惧される。</p> <p>3 小学生、中学生の通学の安全について<br/>店舗南側市道は小学生の通学路であり、町内住民の見守り監視により児童の安全性が保たれている。店舗も地域住民の一人として見守り監視等への協力義務を負うことをご理解願いたい。<br/>また、中学生は店舗敷地の中央を東西に貫く畦道等を通学に利用しているため、出店後も生徒や住民が安全に通行できるように整備することを要求する。</p> <p>4 緊急対策と課題<br/>出店後に生活道路へ流入する通過車両が増加することは容易に想像され、沿線住民としては現在以上の車両増加には耐えられない。根本的な解決は生活道路の整備であるが、緊急避難的な対策として以下を提案する。<br/>(1) 店舗南側市道からの入出店の禁止<br/>(2) 生活道路進入部への交通整理員の常時配備<br/>なお、県道田寺今在家線の通行量の増大の問題についての解決の鍵は行政サイドが握っていると考えられるため、将来の計画を明確に示すよう切望する。</p> <p>5 集中豪雨時の新規店舗の排水と周辺道路の冠水について<br/>近年の集中豪雨により店舗敷地周辺でも道路冠水が生じている。出店で農地が失われる等により、道路の冠水箇所、面積が増加し、水が引くまでの時間が長くなる。これは周辺住民の環境を犠牲にすることになるため、行政側による抜本的な排水計画の検討を希望する。</p> <p>6 住みよいまちづくりに対する住民の意識<br/>上記問題点はヤマダ電機以外の店舗であっても発生しうるものであり、住みよいまちづくりのためには行政、企業、住民の三者の協力が不可欠であるが、特に周辺の基盤整備は行政によるところが大きい。開店に先行して行政側が基盤整備を実行するよう切望する。</p> |
| <p>高 橋 良 明<br/>井 内 利 一</p>                                                  | <p>1 以下の理由により南側出入口の開設中止を要望する。<br/>(1) 幅 4 メートルの南側道路は、退店する車、自転車、歩行者、東西を往来する車等が交錯し、常時混乱することから、道路南側に居住する住民は道路に出入りする際、衝突接触の危険に晒される。<br/>(2) 南側道路の東方面及び西延末町内の道路幅は、3.5～4メートルの部分が多く、南北から合流する道路もあることから、岡田陸橋北詰交差点より東約150メートルが停滞し、トラブルが多発する。<br/>(3) 車の多数の停滞移動で排気ガスによる健康障害、騒音など著しく生活環境が悪化する。</p> <p>2 南側道路を東の J R 高架側道 1 号線まで整備開通することを要望する。<br/>現在のまま南側出入口を開設し、生活環境の悪化と事故等が発生した場合は、その責任の所在が問われることとなる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>高 山 義 治<br/>外 3 名</p>                                                    | <p>1 西延末町内の生活道路の現状と通過車両の増加防止<br/>西延末町内の道路は、道幅が3.4～3.5メートルなどと未整備のままであるが、幹線道路間の抜け道になっていることから、周辺道路の状況等により異常に混雑し、歩行者・二輪車の危険はもとより、沿線住民の車による外出・帰宅にも支障をきたしている。また、上記道路は全て小・中・高等学校の通学路でもあることから、西延末町内道路の交通トラブル増大防止及び生活環境悪化防止のため、南側出入口の設置には断固反対する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>2 岡田陸橋北詰交差点の問題点<br/>同交差点は、南行き、北行きとも2車線で右折帯がなく、朝・夕のラッシュ時には、両方向とも渋滞している。また、北行き右折については、建設予定地南側道路の幅員が狭いこと及び電柱等があることにより、交差点内で車両が立ち往生することがしばしばあり、現状のままで大型店が出店すれば、更なる渋滞と交差点での立ち往生による事故が多発すると考えられることから、以下の対策を要望する。</p> <p>(1) 南側道路の3車線化又は大型店敷地内への電柱の移設<br/>(2) 同交差点南行き及び北行き車線への右折帯の設置又は建設予定地北端からガソリンスタンドまでの間の大型店入退店誘導車線の増設</p> <p>3 ゲリラ豪雨対策<br/>側溝の計画が、ゲリラ豪雨について考慮されておらず、対策を講じなければ、南側住宅街に多大な被害をもたらすことになる。</p> <p>4 結論<br/>改善策が講じられず、大型店が進出すれば、地権者以外大型店進出企業を含めた関係者全員にとって百害あって一利なきものである。<br/>住民の声を聞かず、大型店の進出を容認し、想定した事態が起きたときは、大型店進出企業並びに十分な指導をしなかった兵庫県知事及び姫路市長に責任を問うものである。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年11月11日から1月間



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払い物件

| 物件番号 | 所在地                         | 面積 (㎡)   | 地目 |
|------|-----------------------------|----------|----|
| 1    | 芦屋市山手町30番1                  | 935.90   | 宅地 |
| 2    | 神戸市垂水区高丸5丁目2246番70、2245番102 | 3,584.90 | 宅地 |
| 3    | 神戸市灘区烏帽子町1丁目1番              | 1,836.25 | 宅地 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人

(2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

(3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
  - (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課
  - 4 入札参加申込用紙の配付場所及び配付期間並びに申込場所及び申込期間
    - (1) 配付場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課
    - (2) 配付期間及び申込期間  
平成20年11月11日（火）から同年12月5日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
  - 5 入札の場所及び日時  
物件番号1、2及び3  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
本庁舎付近会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成20年12月15日（月）午前11時から
  - 6 入札保証金
    - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
    - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
  - 7 入札に関する条件
    - (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
    - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
    - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
    - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
    - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
    - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
    - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
    - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
  - 8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局公営住宅課  
電話(078)341-7711 内線 4875

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月11日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

1 入札に付する県有地

売払い物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地          | 面積 (㎡) | 地 目 |
|----------|----------------|--------|-----|
| 1        | 明石市大蔵谷字奥780番17 | 238.38 | 宅 地 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企業庁管理局総務課

4 入札参加申込用紙の配付場所及び配付期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配付場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



兵庫県企業庁管理局総務課

(2) 配付期間及び申込期間

平成20年11月11日（火）から同年12月5日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号 1

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成20年12月12日（金）午前10時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企業庁管理局総務課

電話（078）341 - 7711 内線 5409